

大和市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市立渋谷中学校の学校施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月28日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 渋谷きんりん未来の会
代表理事 大津 雅子
- 2 受託者の所在地 大和市下和田49番地
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで